

国有財産使用許可書

申請者 住所
氏名 (代表者) 殿

防衛省所管
国有財産部局長
中国四国防衛局長

令和〇〇年〇月〇〇日付をもって申請のあった当局管理の国有財産の使用については、国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、この許可の取消しを求める訴訟を提訴する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国 (訴訟において国を代表する者は法務大臣) を被告として処分取消しの訴えを提訴することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った翌月から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提訴することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件 (以下「使用物件」という。) は、次のとおりとする。

口 座 名 :
所 在 :
区 分 :
数 量 :
使用部分 :

(指定する用途)

第 2 条 使用を許可された者 (以下「使用者」という。) は、使用物件を〇〇〇の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第 3 条 使用を許可する期間 (以下「使用期間」という。) は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇

〇年〇〇月〇〇日までとする。

- 2 【使用許可の開始年度から4年目まで】使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2ヶ月前までに、書面をもって部局長に申請しなければならない。

又は

【使用許可の開始年度から5年目】使用期間が満了した後も、引き続き使用物件の使用を希望するときは、使用期間の満了3ヶ月前までに、書面をもって部局長に申し出なければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、〇〇〇円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により指定期日までに納入しなければならない。

- 2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(経費の負担)

第6条 使用者は、使用物件に付帯する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第7条 使用物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、次の各号に特に留意しつつ、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- (1) 雑草の繁茂、野火の発生、種子の飛散等の防止
- (2) 残土、ごみ、汚物等の投棄の防止
- (3) 不法占拠等の防止

- 2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第8条 使用者は、使用期間中、使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

- 2 使用者は、使用物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件に次に掲げる建物等を設置してはならない。
 - (1) 居住を目的とする建物
 - (2) 航空法(昭和27年法律第231号)第49条第1項に規定する建造物、植物その他の物件
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある建物又は工作物
- 4 使用者は、使用物件内において、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 地域住民の適正な利用を妨げる集会等の行為
 - (2) 特定の個人又は法人その他の団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる等、使用物件の公共性又は公益性に反するおそれのある行為
 - (3) 電波に障害を与える又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
 - (4) その他防衛施設の安定的運用を阻害する又はそのおそれのある行為
- 5 使用者は、使用物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又はその使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第9条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることが

できる。

- (1) 使用者が許可条件に違背したとき。
- (2) 国において使用物件を必要とするとき。
- (3) 使用者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (4) 使用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 使用者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第10条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で部局長の指定する期日までに、使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、使用物件の全部又は一部が滅失し、又は、き損したときは、速やかに部局長に通知しなければならない。

2 前項の滅失又はき損が使用者の責めに帰する事由によるときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用物件を原状回復したときは、この限りでない。

3 前項に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため、損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

4 使用者は、その責めに帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、使用期間及び期間終了後においても、自己の負担で、その賠償を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 部局長は、使用物件について、臨時に実地調査し、所要の報告を求め、又はその維持若しくは使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

(様式6)

第14条 前各条の条件に関し、疑義のあるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて部局長の決定するところによるものとする。